

最適土地利用対策の概要

事業内容

1 農地等活用推進事業

- ・ソフト：専門家、先進地視察等を活用した地域ぐるみの話し合いを通じた最適土地利用計画・整備計画の策定
- ・ハード：農業用排水施設、暗渠排水、客土、区画整理、農作業道、農地等保全、土壤改良、刈払、除礫、耕起・整地、簡易トイレ、農機具収納施設、農業用ハウス 等

2 低コスト土地利用支援事業の粗放的農地利用事業

- ・ソフト：専門家、先進地視察等を活用した地域ぐるみの話し合いや粗放的利用の最適土地利用計画・整備計画の策定や生産性検証に必要な経費
- ・ハード：電気牧柵等放牧関連施設、刈払、耕起・整地、除礫、土壤改良、伐根等

3 低コスト土地利用支援事業の生産性検証（食料自給力確保）事業

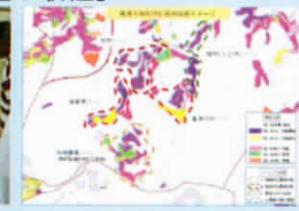
- ・ソフト、セミハード：専門家を入れた有事を想定した安定的な食料増産計画の策定、生産性検証に必要な経費、検証に必要な刈払、耕起・整地、土壤改良、伐根等
- 取組要件：粗放的利用している農地において、小麦・大豆、いもごとの生産性検証に加え、次に掲げる項目を3項目以上検証すること。
- ・不耕起栽培の生産性
 - ・弾丸暗渠等の排水施設による生産性
 - ・放牧した農地における生産性
 - ・人力や家畜などを活用した生産性
 - ・緑肥作物や生活廃棄物、家畜排泄物等を活用した生産性
 - ・病害に強い作物や抵抗性品種の生産性
 - ・非農地からの農地への再生による生産性

返還要件

- ①整備された後、8年以内に目的外の転用又は当該施設が廃止された場合
- ②整備された後、5年以内に本対策から脱退した場合
- ③整備された後、最適土地利用計画等に位置付けられた目的と異なる利用をした場合
- ④5年以上耕作又は粗放的利用ができなかった場合（自然災害等やむを得ない場合を除く）

【事業の活用イメージ】

【共通の取組】



【専門家を活用した話し合い】

【最適土地利用計画等の策定】

【1の事業】



【暗渠排水】



【農地の簡易な整備】



【農業用ハウスの設置】



【畦畔除去】

【2、3の事業】（1の事業の工種も一部実施可）



【電気牧柵の設置】



【蜜源作物の作付け】



【家畜のレンタル】